

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月19日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、寺内ダム、大山ダム、小石原川ダム及び両筑平野用水の管理用制御処理設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検及び修理を実施する業務である。

業務の履行にあたっては、本設備全体のシステム構成・機能を十分熟知したうえで、寺内ダム、大山ダム、小石原川ダム及び両筑平野用水施設の管理運用に重要となる安全性・確実性を確保しながら実施しなければならない。

当該設備は納入者が独自に保有している技術を基に、設計、製作、据付、調整したもので、本業務の履行にあたっては、納入者又は納入者と同等とみなせるもの（以下「特定者」という。）のみが保有する技術が必要である。

よって、本業務は、特定者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の履行を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示（以下「本公示」という。）」3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定者との契約手続に移行する。

また、本公示3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式に移行する。

2. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 筑後上流総管管理用制御処理設備保守業務 |
| (2) 業務場所 | 福岡県朝倉市荷原1516-6 独立行政法人水資源機構
寺内ダム管理所外14箇所 |
| (3) 業務内容 | 本業務は、ダム管理用制御処理設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検及び修理を実施する業務である。
① 業務計画
② 総合点検
③ 個別点検
④ 臨時点検
⑤ 技術的所見のとりまとめ修理
⑥ 修理 |
| (4) 履行期間 | 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで |

3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
 - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続き開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分の「設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目の「自動制御装置等」に登録していること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 事業協同組合等として参加意思確認書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加意思確認書等を提出することはできない。
- (5) 本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時ににおいて、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。

- (6) 「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書（以下「公示説明書」という。）に記載する条件を満たす同種業務の履行実績を有すること。
- (7) 公示説明書に記載する条件を満たす配置予定管理技術者を本業務に配置できること。
- (8) 参加意思確認書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (9) 参加意思確認書等を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注の物品等の調達からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 手続等

(1) 契約担当窓口

〒838-0012

福岡県朝倉市江川1660-67

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 梶島、福田

電話 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

(2) 公示説明書の交付期間、交付場所

① 交付期間：令和8年1月19日（月）から令和8年2月17日（火）まで。

② 交付場所：別途指定するホームページからのダウンロードによる。

※ホームページのアドレス等については、4.（1）まで問い合わせされたい。

(3) 参加意思確認書等の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間：令和8年1月20日（火）から 令和8年2月17日（火）17時まで。

② 提出場所：4.（1）と同じ

③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法に限る。）により提出するものとし、持参、電送及び電子メールによる提出は受け付けない。

5. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当す

る法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html> による。

6. 当機構の事由による中止又は延期

本工事は当機構の事由により中止又は延期することがある。

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、4. (1) 契約担当窓口と同じ。

(3) 詳細は公示説明書による。